

ゴールデンウィークにおけるシステムの運用等について

ゴールデンウィークのNACCSご利用に際して、お客様にご留意いただきたい事項を以下のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

【ゴールデンウィーク特別運用】

■NACCSの特別運用

1. 各種電文等の保存期間（インタラクティブ処理方式・メール処理方式ご利用のお客様）

5月4日（月）から5月10日（日）までの間に保存期間が終了する電文につきましては保存期間を5月11日（月）まで延長いたします。（可能な限り早期に取り出しをお願いいたします。）

※通常、7日間（土日・祝日を含む）取り出し可能

【○：業務実施日 △：通常の保存期間 ◎：延長後の保存期間】

対象データ	4月			5月										
	28	29	30	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
<通常、電文の配信日から起算して7日間（日・祝日を含む）> 各種電文等（インタラクティブ処理方式・メール処理方式）	○						△							◎
		○						△						◎
			○						△					◎
				○						△				◎
					○						△			◎
						○						△		◎
							○						△	◎

2. 管理資料の保存期間

各種電文と同様に、5月4日（月）から5月10日（日）までの間に保存期間が終了する未取り出しの管理資料につきましても、保存期間を5月11日（月）まで延長いたします。（可能な限り早期に取り出しをお願いいたします。また、未取り出しの保存期間を超えた管理資料については、再取り出しを実施するようにお願いいたします。）

※通常、配信日から起算して7日間（土日・祝日を含む）取り出し可能

【○：業務実施日 △：通常の保存期間 ◎：延長後の保存期間】

対象データ	4月			5月										
	28	29	30	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
<通常、管理資料の配信日から起算して7日間（日・祝日を含む）> 管理資料情報	○						△							◎
		○						△						◎
			○						△					◎
				○						△				◎
					○						△			◎
						○						△		◎

3. データの保存期間

一部のデータの保存期間を次の各表のとおり延長いたします。

※(4)の動物検疫関連業務のみ、他のデータと異なる保存期間の延長となります。

(1) 【○：業務実施日 △：通常の保存期間 ◎：延長後の保存期間】

DB名：主な業務名	4月			5月										
	28	29	30	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
<通常、当該業務を実施した日等から起算して4日間(日・祝日を除く)>	○				△									◎
①積コンテナDB：船積情報登録(CLR) ※積コンテナ情報を登録した場合		○	○								△			◎
②添付ファイル格納DB：添付ファイル登録(MSB)、 食品等輸入届出汎用申請審査終了 (CFL)				○								△		◎
※サイバーポートを利用して申請される際も同様の扱いになります。					○							△		◎
③食品等輸入届出汎用申請DB：食品等輸入届出汎用申請審査終了 (CFL)													△	◎

(2) 【○：業務実施日 △：通常の保存期間 ◎：延長後の保存期間】

DB名：主な業務名	4月			5月										
	28	29	30	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
<通常、当該業務を実施した日から起算して7日間(日・祝日を除く)>	○											△		◎
①バンニング予定情報DB：バンニング情報予定登録(VAP、VPE)														
②船積情報状況DB：ACL情報登録(ACL01、ACL02) ※出港予定日が入力されていない場合														
③卸コンテナ一覧DB：卸コンテナ情報登録等(DCL02、PKK、PKI) ※卸コンテナリストを提出した場合														
④積コンテナDB：船積情報登録(CLR) ※積コンテナリストを提出した場合														

(3) 【○：業務実施日 △：通常の保存期間 ◎：延長後の保存期間】

DB名：主な業務名	4月			5月										
	28	29	30	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
<通常、当該業務を実施した日から起算して7日間(日・祝日を含む)>	○						△							◎
①食品等輸入届出DB：食品等輸入届出事項登録(IFA)		○						△						◎
②共通管理番号他法令手続明細DB：食品等輸入届出事項登録(IFA)			○						△					◎
③食品等輸入届出添付ファイル管理DB： 通関系関連運賃添付登録(検疫所(食品)) (MSF01)				○						△				◎
④内航船フィーダー運送DB：内航船フィーダー運送積込登録 (CYL)						○						△		◎
							○						△	◎

(4) 【○：業務実施日 △：通常の保存期間 ◎：延長後の保存期間】

DB名：主な業務名	4月							5月													
	23	24	25	26	27	28	29	30	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
<通常、当該業務を実施した日から起算して6日間（日・祝日を除く）>	○							△							◎						
①輸入畜産物申請DB：輸入畜産物検査申請事項登録(ILA)		○							△							◎					
②輸入動物検査申請DB：輸入動物検査申請事項登録(IOA)			○							△						◎					
③輸入犬等届出申請DB：輸入犬等検査申請事項登録(IQA)				○											△				◎		
④共通管理番号他法令手続明細DB：輸入畜産物検査申請事項登録(ILA)、 輸入動物検査申請事項登録(IOA)、輸入犬等検査申請事項登録(IQA)						○									△				◎		
⑤輸出畜産物申請DB：輸出畜産物検査申請事項登録(EMA)							○									△				◎	
⑥輸出動物検査申請DB：輸出動物検査申請事項登録(EQA)									○											△	◎

(5) 【○：業務実施日 △：通常の保存期間 ◎：延長後の保存期間】

DB名：主な業務名	4月			5月										
	28	29	30	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
<通常、以下DBにて登録等を行った日から起算して3日間(日・祝日を除く)>	○			△										◎
①航空輸出貨物DB：輸出貨物情報登録(CDB01)		○	○		△									◎
②輸出便DB：搭載便当情報登録(FLI)				○						△				◎
					○						△			◎
									○			△		◎

(6) 【○：業務実施日 △：通常の保存期間 ◎：延長後の保存期間】

DB名：主な業務名	4月			5月										
	28	29	30	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
<通常、以下DBにて登録等を行った日から起算して5日間(日・祝日を除く)>	○									△				◎
①L D R・搬入伝票DB：輸出貨物情報登録(CDB01)		○	○								△			◎
				○								△		◎

(7) 【○：業務実施日 △：通常の保存期間 ◎：延長後の保存期間】

DB名：主な業務名	4月			5月										
	28	29	30	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
<通常、以下DBにて登録等を行った日から起算して2日間（日・祝日を含む）>	○	△												◎
①マニフェストDB：マニフェスト情報登録（便単位）(MFF)		○	△											◎
			○	△										◎
				○	△									◎
					○	△								◎
						○	△							◎
							○	△						◎
								○	△					◎
									○	△				◎
										○	△			◎
											○	△		◎
												○	△	◎

■税関及び関係省庁の特別運用

4. 運送承認期間の延長（海上業務）

4月17日（金）から5月1日（金）までの間に許可・承認される申告・申請の保税運送承認の運送期間（輸出申告、仮陸揚及び蔵入・移入・総保入承認申請の併せ運送期間を含む）及び内国貨物運送承認の運送期間につきましては、**通常の運送期間に加え10日間（土日・祝日を含む）延長**されて出力されます。

また、同期間に新規で包括保税運送承認申請（TDC）を行う場合は、運送日数について税関へ確認し、指示された「運送日数」を入力したうえで当該申請を行ってください。

なお、ご不明な点は税関の担当部門にお問い合わせください。

5. 翌週レートの登録日

課税価格換算用為替レートの使用可能日につきましては、以下のとおりとなります。

4月26日（日）からの為替レートは、4月21日（火）10:00※から使用可能

5月3日（日）からの為替レートは、4月28日（火）10:00※から使用可能

5月10日（日）からの為替レートは、5月7日（木）10:00※から使用可能

※為替レートの使用可能となる時刻が17:00となる場合がございますので、ご注意ください。

6. 歳入金電子納付システム連携機能関連の支払期限

5月1日（金）19:00から5月7日（木）8:30の間は、歳入金電子納付システムとの連携機能を停止いたします。

<歳入金電子納付システムとの連携機能停止期間中の取扱い>

停止期間中の間の手数料納付については印紙により納付してください。

手数料の支払期限につきましては、全手続き共に休日延長されません。支払期間がゴールデンウィークにかかる場合は各金融機関の営業時間をご確認の上、お支払いください。

（対象業務：「汎用申請手数料納付申請（RPC）」、「汎用申請手数料納付申請変更（RPE）」、「指定地外貨物検査許可申請（AEC）」、「不開港出入許可申請（CPC・WCP）」）

【通常対応】

■NACCS

1. データ保存期間

前記【特別運用】以外の各種データ保存期間は**通常どおりとし、保存期間の延長はいたしません。**

前記DB以外の保存期間につきましては、NACCS 掲示板の [「NACCS 業務仕様・関連資料」](#) に掲載しております「各種（DB）のシステム保存期間」をご参照ください。

※ゴールデンウィークで祝日に該当する日は、4月29日（水・祝日）、5月3日（日・祝日）～5月6日（水・祝日）となりますので、日数をカウントする際はご注意ください。

2. 利用者設定情報登録業務（U××業務）について

ゴールデンウィークの期間も各U業務の実施可能時間帯はご利用可能です。

各U業務の実施可能時間は https://bbs.naccscenter.com/_files/00167932/Uxx.pdf をご確認ください。

なお、照会業務・呼出し業務（照会機能として利用するもの）につきましては、終日実施可能となります。

3. デジタル証明書再発行について

ゴールデンウィークの期間もNSSよりデジタル証明書の再発行申込が可能です。ご利用にあたり、以下のリンクをご参照ください。

NSS ログオン (URL) : <https://nss-login.nac.nacccs.jp/nsscoapp/>

デジタル証明書再発行手順書 : https://bbs.naccscenter.com/_files/00069397/digital_saihakkou.pdf

4. ゴールデンウィークの間合せ等の窓口

「ヘルプデスク」が24時間対応いたします。

Webフォームによるお問合せにつきましては、お問合せ日時・内容によっては、翌営業日以降のご回答となる場合がございます。お急ぎの場合は、電話でお問合せください。

電話でのお問合せ : 0570-055-794

Webフォームでのお問合せ(URL) : <https://bbs.naccscenter.com/inquiry/nwewebqa>

■税関及び関係省庁

5. 関係省庁業務機能

ゴールデンウィークのシステムによる手続きへの各官庁の対応状況につきましては、あらかじめ最寄りの官庁窓口にお問い合わせください。

6. 港湾関連船舶の入出港手続き

税関以外の官庁を宛先として「入港前統一申請」(VPX、WPT)、「入港届」(VIX、WIT)、「移動届」(VMR、WMR)、「出港届」(VOX、WOT)、「港湾管理者手続き」(KFT、WER業務等)を行う場合、宛先官庁のゴールデンウィークのシステム対応状況により、申請を行っても回答通知等の確認が取れない場合があります。ゴールデンウィークのシステムによる手続き(各官庁のシステム対応状況)は、あらかじめ最寄りの官庁窓口にお問い合わせください。なお、税関宛の届出につきましては通常どおりに処理されますので、システムによる提出をお願いいたします。

7. 「時間外執務要請届 (OSA)」業務

ゴールデンウィークにおいても、時間外執務要請届に係る届出種別コード「E」・「F」による申告は可能です。ただし、区分2又は区分3となった場合には、翌開庁日の開庁時間に審査・検査となります。詳細につきましては、各税関窓口にお問い合わせください。

■各種サービス

8. リアルタイム口座振替 (ダイレクト方式) の利用について

金融機関ごとにサービス提供時間が異なりますので、あらかじめ金融機関にご確認のうえ、申告等を行ってください。

9. マルチペイメントネットワーク（MPN）の利用について

マルチペイメントネットワークでの納付につきましては、金融機関ごとにサービス提供時間が異なりますので、あらかじめ金融機関にご確認のうえ、申告等を行ってください。